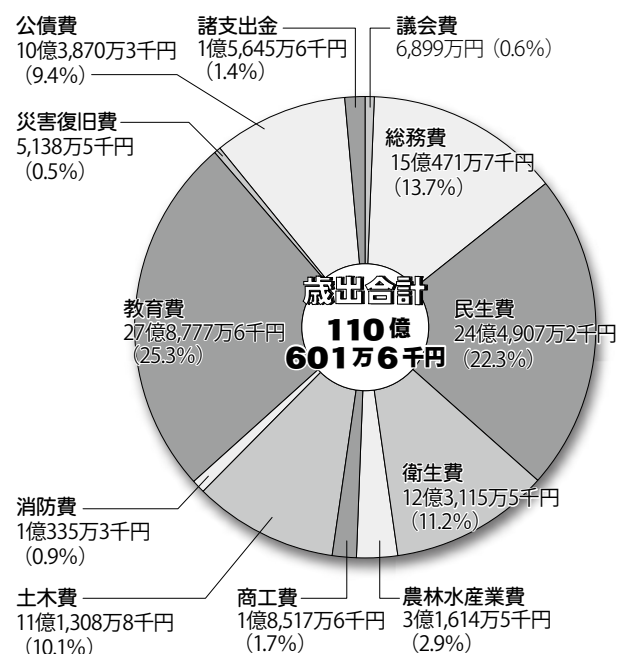


■一般会計歳出 目的別グラフ



■町の借金

町の借金にあたる令和元年度末の町債の残高は一般会計、特別会計、上水道事業合わせて246億1,714万3千円でした。

新施設建設事業費の増に伴い、地方債発行額が増加したため、前年度と比較すると町全体で10億9,369万8千円増額しました。

Check

町で使ったお金 (歳出)

一般会計の支出総額は110億601万6千円になりました。支出の状況を目的別にしてみました。目的別とは土木費や教育費など行政目的によって分類したものです。

学校教育や社会体育、生涯学習に関わる教育費が27億8,777万6千円で最も多く、ついで福祉全般を担う民生費が24億4,907万2千円、役場管理費や職員人件費など他部門に分類されない事業に要した総務費15億471万7千円が大きな支出です。

一般会計での支出総額は町民一人当たり約70万5千円を支出したことになります

なお、収入から支出を差し引いた3億3,566万8千円のうち、翌年度の令和2年度へ繰り越した事業費に充てる8,858万6千円を差し引いた2億4,708万2千円が令和2年度以降の財源に充てることができます。

歳出項目

- 議会費 町議会議員などへの報酬や手当、議会広報発行など議会の運営にかかる費用
- 総務費 役場管理費や人件費、峡南広域行政組合負担金、選挙、広報紙発行などにかかる費用
- 民生費 社会福祉に関するもの、つむぎの湯などの維持管理にかかる費用
- 衛生費 総合健診や母子保健、公害対策、ごみ処理など環境衛生にかかる費用
- 農林水産業費 農道整備や土地改良事業など農業の振興にかかる費用
- 商工費 商工会運営費補助など商工業の振興にかかる費用
- 土木費 道路の建設・改良や河川の整備、町営住宅の建設および維持管理などにかかる費用
- 消防費 消防団活動や防災のまちづくりにかかる費用
- 教育費 学校教育や社会体育、生涯学習にかかる費用
- 公債費 町が建設事業などを実施するときに借りたお金の返済にかかる費用



▲完成した市川手漉き和紙「夢工房」



▲定住促進のため整備された分譲地 (上野地区)



▲整備された消防団第2分団 消防車両

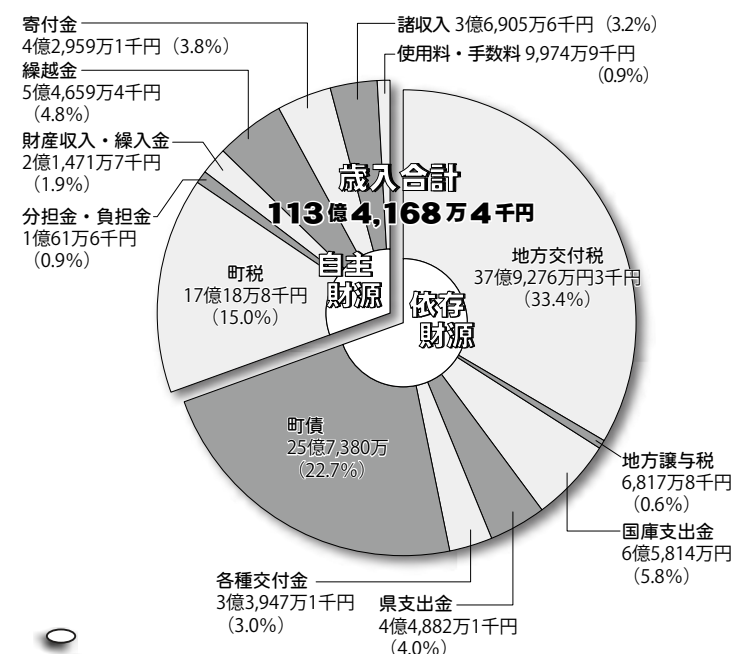
市川三郷町令和元年度 決算報告

一般会計

町に入ったお金 (歳入)

一般会計の収入総額は113億4,168万4千円でした。これは町税や財産収入などの町が自ら確保できる財源(自主財源)34億6,051万1千円と、地方交付税や国庫、県支出金などの国や県から交付される財源(依存財源)78億8,117万3千円から構成されています。

■一般会計歳入グラフ

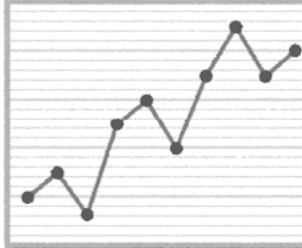


町税は一人当たり10万8千円納めていただいたことになります

歳入項目

- 依存財源
- 地方交付税 国の所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額を、基準に基づき国から交付されるお金
- 地方譲与税 国税として徴収した租税を、国から譲与されるお金
- 国庫、県支出金 事業を行うための国、県からの負担金及び補助金など
- 各種交付金 国や県が徴収した税の一部を、町に交付するもの
- 町債 事業などを行うために借り入れたお金
- 自主財源
- 町税 町民の皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税などの税金
- 繰入金 各種基金などから一般会計へ繰り入れたお金
- 諸収入 貸したお金の返済金や税延滞金など
- 寄付金 ふるさと納税など

令和元年度一般会計、国民健康保険特別会計他14特別会計、上水道事業の決算が9月定例町議会で認定されました。その中で、昨年度は町のお金かどのようにに使われたのか、そしてその使い道は正しかったのか、効果的だったのかが審議されました。決算報告は、町の家計簿ともいえるもの。我が町の様子は？



特別会計

特別会計

町の会計には、前ページで報告した町税や交付金を収入源とする一般会計とは別に、特定の事業や特定の収入で事業を行う場合に、**経理を他の会計と区別する特別会計**があります。特別会計には、下の表のとおりたくさんの方々の生活に深く関わりのあるものです。なかでも国民健康保険、介護保険、公共下水道などの各特別会計が突出しています。

公営企業会計

公営企業会計とは、民間企業と同じように事業で収益をあげて、その収益により運営を行っている会計です。本町では上水道事業があり、経営活動に伴う収益的収入・支出、将来にわたる設備の改良などに伴う資本的収入・支出から成り立っています。資本的収入に対する支出の不足額は、**内部留保資金**などで補てんします。

特別会計の歳入・歳出額

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計（事業勘定）	17億6,084万3千円	17億4,501万9千円	1,582万4千円
国民健康保険特別会計（直診勘定）	7,125万2千円	6,689万円	436万2千円
介護保険特別会計	22億6,248万円	21億6,635万7千円	9,612万3千円
介護サービス事業特別会計	332万5千円	324万6千円	7万9千円
訪問看護ステーション西八代特別会計	3,383万3千円	3,313万6千円	69万7千円
簡易水道特別会計	2億3,956万6千円	2億3,412万3千円	544万3千円
公共下水道事業特別会計	9億9,500万9千円	9億5,605万5千円	3,895万4千円
農業集落排水事業特別会計	2,837万5千円	2,749万6千円	87万9千円
戸別浄化槽整備推進事業特別会計	699万9千円	614万円	85万9千円
温泉事業特別会計	6,472万8千円	6,357万7千円	115万1千円
恩賜県有財産保護管理事業特別会計	253万4千円	10万9千円	242万5千円
市川財産区特別会計	245万円	1万8千円	243万2千円
高田財産区特別会計	68万1千円	1万5千円	66万6千円
大同財産区特別会計	322万9千円	1万8千円	321万1千円
歌舞伎文化公園管理特別会計	2,709万5千円	2,488万6千円	220万9千円
後期高齢者医療特別会計	2億2,730万8千円	2億2,713万8千円	170万円

公営企業会計の収入支出額

上水道事業	事業収益（収入）	事業費用（支出）
収益的収入及び支出	2億105万6千円	1億6,891万1千円
資本的収入及び支出	1,235万円	7,624万6千円

※仮受、仮払消費税を含む額を計上しています。

財政健全化の指標

項目	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-4.44	-7.22	14.54	20.00
連結実質赤字比率	-9.74	-13.79	19.54	30.00
実質公債費比率	9.9	9.1	25.00	35.00
将来負担比率	140.7	128.2	350.00	-

※実質赤字比率と連結赤字比率は黒字のためマイナス表示

令和元年度の決算に基づく算定の結果、本町では早期健全化の指標も基準を下回る数値となりました。今後も引き続き、健全な行政運営を行ってまいります。

■町の決算についての問い合わせは町財政課財政係 ☎ 055-272-6091 へ

財政健全化の指標

数値でみる財政健全化

自治体の財政破たんを未然に防ぐために国で定めた財政指標があります。これは自治体の財政状況を明らかにするもので、指標が基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられます。

『その火事を防ぐあなたに 金メダル』

令和2年度秋季全国火災予防運動が実施されます。ご自宅の防火対策は万全か、普段の生活の中で火災の発生に繋がる危険な習慣はないか、今一度ご確認をお願いします。

3つの習慣

- ① 寝タバコは絶対にしない
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ ガスコンロなどから離れるときは必ず火を消す

4つの対策

- ① 万一の火災の早期発見、早期避難のために「住宅用火災警報器」を設置する
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③ 火災を小さいうちに消すために「住宅用消火器等」を設置する
（設置済みのものは本体表示を確認し、使用期限を過ぎていれば新しいものと交換する）
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

新型コロナウイルス対策

飛沫防止用シートを取り付ける際の注意事項

火気の近くに設置しない

- ▶ ビニールカーテンの素材に多い塩化ビニールは燃えやすい素材です。コンロなどの火気や白熱電球の様な照明器具からは、距離をとり設置しましょう。
- ▶ 防災性能を有する物には（防災）のマークが表示されています。

消防設備に障害がないように設置すること

- ▶ 自動火災報知設備の感知器やスプリンクラーヘッドなどの消防設備の近くに設置すると、火災が発生した際に、器機の障害となってしまう感知しない場合や散水障害となる場合があるので距離をとり設置しましょう。

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

- ▶ 使用する際は、火気の近くで使用しないようにしましょう。
- ▶ 保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温な場所は避けましょう。
- ▶ 詰替えは通気性の良い場所で行い、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合は換気をしましょう。
- ▶ 容器を落下させたり、衝撃を与えないようにしましょう。
- ▶ 貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合がありますので最寄りの消防署に問い合わせをしましょう。

【火災予防条例（少量危険物）の規制を受ける数量】

『80リットル以上400リットル未満、貯蔵・取扱いする場合』

【消防法の規制を受ける数量】『400リットル以上、貯蔵・取り扱う場合』

ご不明な点がございましたら、消防本部までお問い合わせ下さい。

峡南消防本部 ☎ 055-272-1919（代表）



■保育料の月額基準額表（令和2年度）

単位：円

世帯階層区分				負担基準額 (3歳未満児) 上段：保育標準時間 下段：保育短時間		
第1階層		生活保護世帯		0 0		
第2階層		町民税非課税世帯		0 0		
第3階層	1	町民税均等割世帯及び 所得割 24,300 未満		12,000 10,800		
	2	町民税 所得割が	24,300 以上 48,600 未満	14,000 12,600		
第4階層	1	町民税 所得割が	48,600 以上 63,400 未満	18,000 16,200		
	2		63,400 以上 76,000 未満	20,000 18,000		
	3		76,000 以上 87,000 未満	22,000 19,800		
	4		87,000 以上 97,000 未満	24,000 21,600		
第5階層	1		97,000 以上 122,000 未満	27,000 24,300		
	2		122,000 以上 142,000 未満	30,000 27,000		
	3		142,000 以上 157,000 未満	32,000 28,800		
	4		157,000 以上 169,000 未満	34,000 30,600		
第6階層				169,000 以上 301,000 未満	36,000 32,400	
第7階層				301,000 以上 397,000 未満	38,000 34,200	
第8階層				397,000 以上	40,000 36,000	

※3歳以上児は無償 ※制度改正等により変更となる可能性有

※上記は第1子の基準額で第2子については無料または6割軽減

病後児保育 について

病気の回復期にあり、集団での保育や通学等が困難な期間に、生後6カ月の乳児から小学校6年生までの児童を一時的に預かることで保護者の子育てと仕事の両立を支援する病後児保育事業を実施しています。

利用には利用登録申請書の提出が必要となります。詳しくは、町保育課までお問い合わせ下さい。

☎町保育課 ☎ 055-240-4160

健康管理

内科・眼科・歯科・耳鼻科検診、尿検査を定期的に実施し、身体測定を毎月行います。

給食

栄養士の献立による、年齢に応じた手作り給食とおやつです（離乳食対応）。アレルギー体質にも応じた調理内容で対応しています。

様々な行事・誕生日会など特別給食で

充実しています

市川三郷の保育

お楽しみ給食を実施しています。おやつは、3歳未満児は1日2回（午前10時と午後3時）、3歳以上児は1日1回（午後3時）です。

特別保育事業

【障害児保育】心身の発達に障害を持つ子どもさんも一緒に「共に育ちあう」保育をしています。

【乳児保育】各保育所（園）によって異なりますので、お問い合わせ下さい。

【一時預かり】保育所の入所の対象とならない就学前の児童で、保護者が月に数回程度仕事をされる時、職業訓練などを受ける時、保護者の生活のリフレッシュ等、家族の入院・通院・冠婚葬祭など、家庭

で子育てが一時的に困難となったお子さんをお預かりします。

【地域活動事業】老人保健施設などの訪問、地域のお年寄り、小中高生との交流、育児講座の開催、地域の諸行事への参加などをしています。

子育て相談

電話相談、来所（園）による相談に応じています。

その他

◎親子保育体験入所、園庭・保育室・プールの解放
◎実習生やボランティアの受け入れ



次のとおり保育所入所 申し込みを受け付けます

【入所基準】

児童の保護者が次のいずれかの事情にあり、保育の必要性を町から認定されることが必要となります。

■就労 ■求職活動 ■妊娠・出産
■就学 ■災害復旧 ■家族の介護

■保護者の疾病・傷害など

【申込受付期間】 11月5日（木）～11月25日（水）

【申込書類の配布・提出先】

入所を希望される各保育所等施設 または、町保育課

※詳しくは、申込書類と一緒に配布する入所のしおりをご覧ください。

※途中月での入所を希望されている方もなるべくこの期間での提出をお願いします。

※町外の施設を希望している方は、市町村により受付期間が異なりますのでご注意ください。

（申請書の提出先は本町になります）

【問い合わせ】

各保育所等施設、町保育課

☎ 055-240-4160

受付期間

11月5日～25日

市川富士見保育所

高田 152-1 ☎ 055-272-0260

【定員】115人

【対象児】6カ月～小学校就学前

【給食】年齢に応じた完全給食

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後6:30

（土曜日）午前8:30～午後4:30

三珠保育所

上野 2672-4 ☎ 055-272-0512

【定員】60人

【対象児】1歳～小学校就学前

【給食】年齢に応じた完全給食

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後6:30

（土曜日）午前8:30～午後4:30

大塚保育所

大塚 2077-1 ☎ 055-272-0500

【定員】50人

【対象児】6カ月～小学校就学前

【給食】年齢に応じた完全給食

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後6:30

（土曜日）午前8:30～午後4:30

定林寺立正保育園

岩間 4161-5 ☎ 0556-32-2326

【定員】50人

【対象児】2カ月～小学校就学前

【給食】3歳未満児は完全給食
3歳以上児は主食持参

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後7:00

（土曜日）午前8:00～午後4:00

高田保育園

高田 2786-2 ☎ 055-272-4862

【定員】65人

【対象児】2カ月～小学校就学前

【給食】3歳未満児は完全給食
3歳以上児は主食持参

【保育時間】

（平 日）午前7:15～午後6:45

（土曜日）午前8:00～午後4:00

市川南保育所

下大鳥居 1558 ☎ 055-272-0037

【定員】45人

【対象児】3カ月～小学校就学前

【給食】年齢に応じた完全給食

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後6:30

（土曜日）午前8:30～午後4:30

認定こども園市川南幼稚園

市川大門 561 ☎ 055-272-1471

【定員】幼稚園部門 57人

保育部門 70人

【対象児】6カ月～小学校就学前

【給食】年齢に応じた完全給食

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後6:30

（土曜日）午前8:00～正午

認定こども園市川幼稚園

市川大門 1782-1 ☎ 055-272-0156

【定員】幼稚園部門 15人

保育部門 60人

【対象児】6カ月～小学校就学前

【給食】年齢に応じた完全給食

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後6:30

（土曜日）午前8:00～午後2:30

ひまわり保育園

岩間 2834-3 ☎ 0556-32-2726

【定員】50人

【対象児】2カ月～小学校就学前

【給食】3歳未満児は完全給食
3歳以上児は主食持参

【保育時間】

（平 日）午前7:30～午後7:00

（土曜日）午前8:00～午後4:00

※保育時間は、保護者の就労時間に合わせて、11時間利用の保育標準時間、8時間利用の保育短時間の利用になります。
※定員は11月1日現在の状況となります。